

台湾における就学前教育バウチャーの導入と変容

西村史子

はじめに

2012(平成24)年8月22日に成立した「子ども・子育て支援法」は、日本の子ども達(同法第6条では、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされ、一般的には高等学校3年生卒業時までの者を想定)及びその保護者等に対する教育・保育・子育ての支援給付について定めている。その種類は、「児童手当法」に規定される現金給付の「児童手当」と、小学校就学前の子どもの保護者が様々な教育や保育サービス機関に支払う費用の補填の給付ともいえる「子どものための教育・保育給付」である⁽¹⁾。

前者が、すでに2011(平成23)年の「児童手当法」の改正、すなわち「子ども手当」の廃止とその「児童手当」への統合という改革により、翌年度の4月から、子どもが3歳未満の場合に月額15000円、満15歳(に達する年度の3月31日)までは月額10,000円(ただし、第3子以降は、満3-12歳(に達する年度の3月31日)までは月額15,000円)が各世帯へ支給される制度に移行したのは周知のとおりである。また、新たに所得制限がかけられ、夫婦と子ども一人の年間収入917万円、子ども二人の960万円以上の世帯(専業主婦世帯)の場合は月額5,000円に据え置かれ、所得格差に配慮が加わった⁽²⁾。

後者は、それに加えて、①地域の事情、就学前教育・保育サービスの様態、子どもの年齢等を勘案して国が決定する子ども一人当たりの教育・保育料(あるいは、実際の費用が低い場合はその額)と、②世帯収入に応じて市町村(特別区含む)が算定する各保護者負担額との差額を、市町村が補填給付するという制度である。①—②がマイナスになる場合、給付はゼロとなる(第27条)。保護者を対象とするが、確実な保障という観点から教育・保育施設ないし事業者が法定代理受領をすることが求められている。受給に関わって、子どもと保護者、教育・保育施設および事業者は市町村から認定を受ける義務がある。いわばバウチャーシステム(voucher system)が構築されたといってよい。当面は私立の幼稚園や保育所は従来の財政措置を受けることも選択できるものの、将来的には劣悪なサービスを排除しシステムに参入できない保育事業を撤退に追い込むことも可能となる。この制度は、消費税率の段階的引上げが終了し安定的財源の確保が得られる、2015(平成27)年10月1日の同法施行を待って開始される⁽³⁾。

「子ども・子育て支援法」は制度の骨格を示したものにすぎず、施行令・施行規則等の政令はまだ作成されていない。しかしながら、私学助成・幼稚園就学奨励費補助・保育所運営費負担金等を廃し、機関補助ではなく保護者ないし世帯への補助の形式に切り替えて就学前の幼児教育と保育への財政措置の一元化を進めようとしている点、それとともに、多様なサービスを保障してきめ細や

かに家庭の教育・保育費負担の軽減を図ろうとする点だけでも、画期的な改革を推進するものと評価できる。日本におけるこれらの民主党政権が構築してきた家庭に対する子育て支援の制度的枠組み、特に就学前の教育・保育費の負担軽減措置と財政制度上の幼保一元化は、1951（昭和46）年の「四六答申」、2005（平成17）年の「認定こども園」の導入、2009（平成21）年の所得税法一部改正（附則）に示された「給付付き税額控除」による教育費負担の軽減措置の延長線上にあるとも解されるが、バウチャーシステムの導入ともいべき財政措置の改革に着目した時、実は近隣のアジア諸地域と軌を一にしている。

筆者はすでに近年の香港の動向について別の機会に概説した⁽⁴⁾。本論文では、もう一つの事例として、日本とはほぼ同様の学校教育制度を有し、急速に少子化が進行している台湾における子育て支援の政策の一つ、就学前教育・保育施設に子どもを預けている保護者に提供されるバウチャーの導入と変容の経緯に焦点を当てて、日本の政策に先行する点を指摘する。

1. 台湾における保育バウチャーの導入

(1) 民主化の「アイコン」としてのバウチャー

周知のとおり、李登輝が台湾第8.9期総統に在職中（1990-2000年）に、台湾では民主化が推進され、国民大会（2005年廃止）及び立法院の改選制、地方公共団体の首長選挙、総統の国民選挙などが導入された。教育改革も同様に民主化路線を採ることになって、1994年4月10日に200を超える様々な教育団体が連合して（April 10 Alliance of Education Reform 以下「教育改革連合」と略称）教育改革を求める3万人ものデモが結成され、9月には総統直属の諮問機関として行政院に「教育改革審議会（Deliberative Committee of Education Reform）」が設置された。同審議会は、幼児教育の改革として「幼児教育の普及並びに水準引き上げ」を提言していた⁽⁵⁾。

一方で、1998年10月18日に私立幼稚園の経営者で構成される「中華民国幼児教育連合会（National Union Preschool Education）」（1997年設立、以下「幼児教育連合会」と略称）がデモ行進（1018-A Walk for Early Childhood Education）をするなど教育改革運動を展開し、「幼児教育券」（台湾での表記は「幼児教育券」）いわゆる就学前教育バウチャーの発行を政府に訴えた⁽⁶⁾。公立幼稚園は1990年に802園だったのが1998年には1065園に達していたのに対し、私立幼稚園は2,167園から2,874園に減少し、在籍者数も同様の傾向にあった⁽⁷⁾。彼らが、1990年代の公立幼稚園とその在籍者数の急増、授業料の低価格競争や無認可幼稚園との競合に脅威を覚え、生き残りを模索していたのは確かである⁽⁸⁾。そして、私立の施設に対する政府補助が殆ど無く、幼児一人当たりの保護者負担（年間）は、公立：私立＝1：3にまで拡大していた⁽⁹⁾。そして、1990年代までに私立幼稚園の年間授業料は国立大学を超えていたのである⁽¹⁰⁾。

教育改革連合のほうは、国立大学や高等学校の増設を要求する一方、幼稚園については公立小学校に接続して公立幼稚園を整備していくのは反対していた。政府の統制が厳しくなること、敷地が込み合い教育環境が悪化する点を危惧したのである。すべての保護者が納税者であるにもかかわらず、政府補助の無い私立の就学前教育施設の費用を保護者が全負担するのは公正ではないという論

点もよく強調された。保護者は公立への補助分と併せて二重取りされている。そして、定員制の公立の施設をすべての幼児が利用できるわけではないというわけである⁽¹¹⁾。バウチャー制は保護者の選択の自由と有益な競争を保証してくれ、就学前教育には最善の選択(option)と考えられたのである。そして、「すべての者に就学前教育を提供する」ことを達成する効果的な道筋として複数のバウチャーの概念が用いられた⁽¹²⁾。この方向性は、すでに1996年には教育改革連合のネオリベラル派の大学教員、研究者の間では明確だったとされ、幼稚園経営者達と協調し、その後は司法府や行政府への働きかけとなっていく。

幼児教育連合会は、ほぼ公立幼稚園の保護者負担分に相当する年30,000元のバウチャーを要求し、181,978名の保護者から署名を獲得して、1998年の立法院の改選では164の議席のうち98名の議員の支持を取り付けている。しかしながら、公私立の費用負担の大幅な縮減を求めたはずが、早期実現と引き換えにバウチャーの額面を下げた妥協してしまった⁽¹³⁾。

この過程に、本来バウチャーのメリットを享受すべき保護者や幼児、選択に伴う教育・保育水準の向上の担い手である教員の積極的な参加や意見は反映されていたのだろうか。Mingは、運動には保護者も教員も仕方が無く巻き込まれデモに参加し、教員にとっては経営者に依頼された業務だったと指摘し、ステイクホルダーとしての関与は消極的だったとしている⁽¹⁴⁾。

(2) バウチャーではない「幼児教育券」

当時、台北市長になっていた陳水扁(在職1994-1998年)は、選挙公約時に掲げていた幼児教育券を台湾で初めて導入しており、李登輝から後継者に指名されていた行政院長の連戦も、総統選挙戦への配慮から、翌年の1999年には行政院内で検討を指示し、委員会決議を経て導入が決定された。総統選挙の結果、対立候補の民主進歩党の陳水扁が当選したが、同制度は新政権でも維持された⁽¹⁵⁾。

陳水扁が市長選の時に掲げたバウチャー制導入の理由は、「①より多くの幼い子ども達に幼児教育を受ける機会を提供する。②保護者の子ども達の教育機会を選択する権利を支援する。③より高い質を目指して幼児教育の分野での活発な競争を促す」であった⁽¹⁶⁾。そして、給付されたバウチャーは毎学期5000円で5歳児を対象とし、その後に台湾政府は同システムを踏襲し全土で実施したのである。

1998年の台北市、高雄市、豊原市といった都市での先行実施から、翌年には台湾全土での「幼児教育券」の導入が認められ、2000年度から各地で順次就学前教育バウチャーの採用が始まって2002年度に全面実施された。受給対象は、政府に認可された私立の幼稚園(3-5.6歳対象)・保育所(2-5.6歳対象 台湾での表記は「托児所」)に在籍する5歳児(9月2日-翌年9月1日に満5歳-6歳未満)で、開始当初は各地で紙媒体のバウチャーが発行され保護者に配付されていたが、煩雑な作業に手続きが遅滞して、結局は施設による簡単な書類審査と事務手続きで費用免除をおこなう形式が採られるようになった⁽¹⁷⁾。

導入の背景として、台湾では費用負担の低額な公立よりも私立の施設が多かったことがあげられ

る。当時の国公立の幼稚園・保育所数の施設全体に占める割合は、1994年現在の調査で27.4%、在籍する5歳児の割合は21.4%にすぎず、認可私立幼稚園・保育所に52.3%、無認可の施設に26.3%となっていた。しかしながら、給付対象児の年齢は就学直前の5歳児に制限され、年10,000元（2学期×5,000元、1元=3円程度）のバウチャーの額面は低く、実際に保護者が施設に支払う額のせいぜい10-20%を軽減する程度に留まるとされ、かつまた施設側の保育料の便乗値上げもあって、保護者の負担軽減の効果に対する評価は芳しくない。ちなみに、2004年の平均的な私立幼稚園の年間授業料は120,000—200,000元（3,468-5,811米ドル）で、台湾の世帯平均所得は15,000米ドルであった⁽¹⁸⁾。

2000-2010年の就学前教育・保育施設の公私立別在籍者数の推移からは、バウチャー導入の効果を見て取ることは難しい。台湾の特殊合計出生率は2000年1.680、2005年1.115、そして2010年0.895へと低下して急速に少子化が進み⁽¹⁹⁾、在籍者総数の減少に反映されている。保育所の場合は、1996年以降の統合・大規模化政策による施設数の減少とともに公立の在籍割合が32%から24.4%に低下している⁽²⁰⁾。幼稚園の在籍者状況は公立：私立は2000年に3：7だったのが、10年後には2：3となって、公立幼稚園の在籍割合が上昇している。元々、教育・保育内容については評価の低い傾向はあっても、公立幼稚園は保育料が低額ゆえに、保護者の支持は根強く⁽²¹⁾、表1に示すとおり園数・在籍者数ともに着実に増加している。公立から私立への転園はほとんどない。比較材料となる正確な情報を保護者は入手できず、バウチャーの額面は低すぎて施設側がサービスの向上と幼児の獲得競争を展開するほどの自由選択はなされなかったようである⁽²²⁾。

私立の施設間では、認可と認可外の競合、教育・保育内容やサービスによる幼児の獲得競争が展開していて、教育要領などの国家規制は無く、従来から競争は激しかった⁽²³⁾。行政院の審議会が提案してはいたものの、保育士や幼稚園教員などの施設スタッフの技能向上の施策は伴わず、バウチャーの導入で教育・保育の質が向上したかについては、ほとんどの先行研究は言及していない。ただし一部の研究では、認可外の在籍者数が減り、認可施設では増えたことが確認されている。この傾向について、子どもの在籍移動と判断する説がある一方⁽²⁴⁾、認可外施設が認可手続きをとるようになったとする説もある。前者であれば、一定水準以上の就学前教育・保育を選択できるようになった層が増えた。後者であれば、1998年の保育士の資格化の導入とあわせ⁽²⁵⁾、就学前教育・保育そのものが水準を引き上げられるという思わぬ効果をもたらしたといえよう⁽²⁶⁾。

また、2000年以降の統計データから5歳児の9割がいずれかの就学前施設に在籍していると把握できるが、2004年度でも5歳児の53%は認可施設に在籍せず、認可外施設ないし在宅で祖母の保育を受けている幼児の多かったことが指摘されている⁽²⁷⁾。多くの世帯がバウチャーを利用していなかったのである。したがって、この間のバウチャー制度は低所得世帯への幼児教育・保育サービスを楽しむ機会の拡充はもちろんのこと幼児教育の普及に資していないと考えられ、むしろ安価な認可外の施設を選択する保護者が増えて保育・幼児教育の低水準化を下支えしたのではないかと懸念されている。この点を、Leeは「ある程度の社会的正義や公平をもたらすと同時に、「静かな社会的排除」が生じている」と述べている。そして、認可外施設の「非標準性 (abnor-

表1 台湾の幼稚園数・在籍者数の推移 (1991-2010年)

設置者 年度	設置者別幼稚園数					設置者別5-6歳児在籍数				
	総数	国立	町村	郡市(省)	私立	総数	国立	町村	郡市(省)	私立
1991	2,495	10	166	540(1)	1,779	122,592	637	12,854	20,354 (91)	88,747
1992	2,420	10	164	542	1,704	118,633	632	12,619	20,469	84,913
1993	2,435	10	165	599	1,661	122,467	670	12,594	22,217	86,986
1994	2,484	10	173	632	1,669	121,452	647	13,031	22,525	85,249
1995	2,581	10	180	693(2)	1,698	117,417	628	13,946	21,424(185)	82,319
1996	2,660	10	187	726(1)	1,737	117,280	720	13,620	22,107 (59)	80,833
1997	2,777	10	191	808(1)	1,768	117,536	650	14,270	25,219 (42)	77,397
1998	2,874	10	193	862(1)	1,809	118,572	622	12,945	27,439 (47)	77,566
1999	3,005	10	196	955(1)	1,845	121,880	599	14,080	30,882 (55)	76,314
2000	3,150	11	199	1,020	1,920	133,489	643	13,722	31,045	88,079
2001	3,234	10	200	1,078	1,946	100,414	599	14,435	1,616	83,764
2002	3,275	10	201	1,120	1,944	127,850	550	12,845	33,218	81,237
2003	3,306	10	199	1,149	1,948	114,418	561	11,828	30,883	71,146
2004	3,252	10	199	1,139	1,904	111,755	510	10,824	28,983	71,438
2005	3,351	12	180	1,282	1,877	133,012	482	10,682	29,510	92,338
2006	3,329	12	205	1,290	1,822	120,997	586	10,579	32,094	77,738
2007	3,283	13	206	1,309	1,755	109,035	553	10,197	30,577	67,708
2008	3,195	13	207	1,323	1,651	105,596	591	10,214	30,980	63,811
2009	3,154	13	210	1,330	1,601	100,105	614	9,973	30,727	58,791
2010	3,283	11	205	1,344	1,723	99,010	564	10,169	30,416	57,861

出典：Ministry of Education (ROC), "Summary of Kindergartens -By Public or Private." より作成。
 (http://www.moe.gov.tw/pages/detail.aspx?Node=1731&Page=5314&Index=4&WID=31d75a44-cfff-4c44-a075-15a9eb7aecdf) 2012. 11. 30 閲覧.

mal)・「不適切性 (inappropriate)」が強調されて、利用する保護者への低い評価につながっていると付け加えている⁽²⁸⁾。

1990年代末に公立の施設増設や充実よりも、実態として私立への間接的かつ一部補助にすぎないバウチャーが優先されたのはなぜなのか。一つには、1997年のアジア通貨危機とその影響による台湾の財政悪化で、台湾政府には資金が無かったこと。もう一つは公立幼稚園・保育所の教育・保育サービスが従来から公務員の家庭を対象とし、一般の保護者の就労状況に柔軟に対処できない、ニーズに応じないといった不満や批判が社会に広がっていたからとされる。女性の社会進出が増加し、17:00以降までの就労状況にもかかわらず、公立幼稚園の教育・保育時間は16:00までであ

台湾における就学前教育バウチャーの導入と変容

表2 台湾の保育所数・在籍者数の推移（2000-2011年）

年度	保育所数				保育所在籍者数			
	公立	私立	地域	総計	公立	私立	地域	総計
2000	295	2,955	95	3,345	99,196	202,973	7,547	309,716
2001	297	3,216	87	3,600	97,838	213,850	7,230	318,918
2002	296	3,505	96	3,897	94,960	224,557	7,608	327,125
2003	291	3,705	86	4,082	81,721	216,374	4,476	302,571
2004	288	3,896	73	4,257	83,156	212,229	4,872	300,257
2005	280	3,960	67	4,307	76,393	209,375	4,450	290,218
2006	278	3,872	63	4,213	70,511	193,622	3,722	267,855
2007	276	3,790	46	4,112	65,938	184,785	3,483	254,206
2008	276	3,696	36	4,008	60,621	175,278	2,321	238,220
2009	276	3,576	35	3,887	60,969	177,002	2,201	240,172
2010	275	3,538	12	3,825	57,903	177,494	1,545	236,942
2011	271	3,402	8	3,681	55,835	188,586	1,065	245,486

出典：中華民国内政部統計處「04-06 托育機構概況 (Organizations of Child Care Service)」より作成。(http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/y04-06.xls) 2012年12月10日閲覧。

るのに対し、私立の場合は18:00までのうえ、英才教育等の最新の教育・保育サービスを提供してくれていた⁽²⁹⁾。結果として、台湾の「幼児教育券」は僅かな額をばらまいて、利用できない層を浮き彫りにし、教育機会の格差縮減どころか逆に私立の幼稚園や保育所の在籍者数を減らしていた。公私立の施設間に就学前教育・保育の質向上を図る競争は起こらず、成果はほとんど無かった。

フリードマンの言う生徒が公私立の学校を自由に選択し、各学校間で生徒獲得をめぐる競争し教育の質を向上するという市場原理を導入し、そしてジェンクスが提唱した低所得家庭に対しより平等な教育選択の機会を提供可能にするのが教育バウチャーならば⁽³⁰⁾、台湾の「幼児教育券」はバウチャーという名の児童手当（children allowance）ないし補助（subsidy）に過ぎなかったのである。

2. 教育・保育機会の格差を縮減するシステムへの改善

(1) 就学前の子どもを抱える家庭への追加支援

「幼児教育券」制度は、低所得層への配慮に欠き、受給世帯の所得制限を設けていなかった。2003年に「児童福利法 (Child Welfare Act)」と「少年福利法 (Youth Welfare Act)」が「児童及少年福利法 (Child and Youth Welfare Act)」に統合、改正され、2004年に台湾政府は新たな社会保障制度を導入し⁽³¹⁾、低所得層の教育・保育費負担の軽減と施設選択の拡大を図った。「原住民幼児就読公私立幼稚園学費補助」制度が開始され、原住民や島嶼地域等に居住する住民世帯に対し、5歳児の公立私立の施設での保育費用について全額ないし一部補助をすることになった。指定地域

表3 就学前教育・保育施設に通う5歳児のいる世帯収入別の年間補助額

設置者	国公立		私立	
	基本補助	追加補助	基本補助	追加補助
世帯収入 (台湾元)				
300,000 未満	14,000	20,000	30,000	30,000
300,000 以上 500,000 未満	14,000		30,000	20,000
500,000 以上 700,000 以下	14,000	12,000	30,000	10,000
700,000 超	14,000	0	30,000	0

出典：Chih-Peng Chiu & Suechun Wei, "Child Care Friendly Policies and Integration of ECEC in Taiwan," *International Journal of Child Care and Education Policy*, 2011, Vol. 5, No. 2, p. 15 Table1 を転載。

は、金門県 (Kinmen)、馬祖諸島 (Matsu, 連江縣)、澎湖諸島 (Penghu)、緑島 (Green Island)、蘭嶼島 (Orchid Island)、琉球郷 (Liouciou Township)、台東と花東の原住民居住地域 (indigenous areas within Hualien and Taitung) である⁽³²⁾。これは2007年に「扶持五歳児教育計画 (5-Year-Old Child Education Support Plan)」として、台湾全土 (前述の地域を除く) で世帯収入が年間 600,000 元以下の家庭に対し、5歳児の教育・保育費用を段階的に補助する制度に拡大した⁽³³⁾。

(2) バウチャー制の発展的解消

こういった状況を受けて、2008年に発足した馬英九政権は、すべての5歳子ども達に無償教育を提供することを公約に掲げていたことから、前政権の「幼児教育券 (Early Childhood Education Voucher)」、 「扶持五歳児教育計画」を2011年8月に終了し、「五歳児免学費教育計画 (5-Year-Old Child Tuition Free Education Program)」に切り替えた⁽³⁴⁾。新しい制度の特徴は表3のとおりで、①公立私立の就学前教育・保育施設に通うすべての子ども達の保護者が対象であること、②公立と私立の費用負担の差に応じ補助額にも差をつけていること、③低所得層には段階的な追加補助をおこなうことである。そして、「バウチャー」の用語は使用されていない。

公立幼稚園・保育所に在籍する場合は年 14,000 元、私立の場合は年 30,000 元に引上げられ、学期毎に半額給付される。前者は、2011年度の台北市では公立幼稚園 (全日制) の年間授業料に相当し、保護者は昼食代他の経費として 29,000 元弱を私費負担することになる (4.5ヶ月×2学期)⁽³⁵⁾。他の地域でも授業料相当額の免除はほぼ同様だが、授業料以外の経費は地域によって異なる。例えば新竹市は、授業料以外の負担は年間 20,000 元で済んでいる (5ヶ月×2学期)⁽³⁶⁾。

また、年間 70,000 元以下の低所得世帯には追加分として年 10,000-30,000 元が給付されることになった。加えて、原住民・島嶼地域等の幼児には「原住民幼児托教補助」制度により、世帯収入が上限を超えていても、公立幼稚園・保育所に在籍すると追加で毎年 5,000 元、私立で毎年 20,000 元が提供される⁽³⁷⁾。

これは、「バウチャーではなく、補助だ」とも評される⁽³⁸⁾ 過去 10 年間の制度を劇的に変えた。この措置の効果は、明らかに在籍状況に反映されている。それまで低減傾向にあった私立保育所・

幼稚園の在籍者数が2011年度には上昇に転じたのである⁽³⁹⁾。1990年代の民主化運動で唱えられたバウチャーの機能、費用負担の軽減による学校選択の自由の拡大、保護者の所得による幼児の就学前教育機会の格差縮減が21世紀に実現されようとしている。

3. 幼保一元化の達成

さらに、2011年6月29日に「幼児教育及照顧法（Early Childhood Education and Care Act）」が公布されて、幼稚園と保育所を整理統合し「幼兒園」（台湾での表記は「幼稚園」）に統一されることになった⁽⁴⁰⁾。同法は2012年1月に施行され、新旧の制度を比較して主要な変更点は表4に示すとおりである。台湾では1990年代の国際的な趨勢の中で、1998年に当時の行政院長の蕭萬長により「幼托整合」、いわゆる幼保一元化は提唱され、その後検討されてきた。陳水扁政権下では教育部（日本の文部科学省に相当）が具体的な制度改革の準備を主導し、2005年には0-12歳の子どもを対象とした「兒童教育及照顧法（Children Education and Care Act）」案が用意され、2009年3月3日に立法院で審議に入った。政権の交代により蕭萬長は行政院長に復帰して、2010年半ばの審議会では、国民党議員は民主進歩党の与党時代に検討された法案ではなく、「幼児教育及照顧法」に変更しなければ議案を本会議に提出できないと反発した。そのため、教育部は妥協し関係者を説得した上で、就学前の子どもに限定した、幼稚園と保育所の統合を図る法律案に復したのである⁽⁴¹⁾。

これにより、すべての就学前教育・保育施設は「幼兒園」に統合され、幼稚園教員（teacher）と保育士（care giver）が協働して就学前の2-6歳児の幼児教育及び保育をおこなうことになった。その所管は教育部となって、内務部（日本の厚生労働省に相当）の所掌事務は縮小される。ただし、表4が示すとおり、それぞれの専門職が対象年齢別に従来通りの業務に従事し棲み分けが可能となっていて、資格の併有ないし新しい統合資格などは求められていない。学歴・資格については当面の間は変わらず、改正については同法施行後3年以内に別の規定を設けることが示されている（18-22条）。

おわりに

以上、台湾の就学前教育におけるバウチャー制は、1990年代に政治の民主化が図られる中で私立幼稚園の経営者と研究者達を主軸とした政治運動により導入されたためか、結果として一部の民意が中途半端に反映されたにすぎないものとなった。しかしながら、5歳児の就学前教育無償化への先鞭をつけた意義は大きい。

2011年度に「五歳児学費免除計画」の支援を受けた幼児数は94,489人と報告されていて⁽⁴²⁾、これは同年齢層の半分に満たない数であるから、正式な就学前教育・保育施設に就学しない子どもの多いことがわかる。就労形態に即した支援が補助金を利用できる施設から得られないとも推測される。

表4 「幼児教育及照顧法」前後にみる就学前教育・保育の改革概要

	項目	ECEC 法成立以前	ECEC 法施行後 (2012. 1. 1.-)
幼稚園	対象年齢	3-5(6)歳	2-5(6)歳
	所轄官庁	教育部初等教育課	変更無し
	教職員	教員	教員、保育士、補助保育士
	教職員の配置	1学級当たり教員2名	5歳児集団に教員1名以上 補助保育士は総教職員数の1/3以下
	幼児/教員比	15名	3-5歳児 15名 2歳児 8名
	学級定員	30名	3-5歳児 30名 2歳児 16名
保育所	対象年齢	2-5(6)歳	2-5(6)歳
	所轄官庁	内政部児童福祉局	教育部初等教育課
	教職員	保育士、補助保育士	教員、保育士、補助保育士
	教職員の配置	規定無し	5歳児集団に教員1名以上(法施行後5年以内に達成) 補助保育士は総教職員数の1/3以下
	幼児/保育士比	3-5(6)歳児 15名 2歳児 12名	3-5(6)歳児 15名 2歳児 8名
	学級定員	規定なし	3-5(6)歳児 30名 2歳児 16名
他変更点	国公立・認可私立幼稚園及び保育所	ECEC 法施行後1年以内に幼稚園に移行	
	学齢児童関連の認可保育施設	学童保育(放課後の保育)の継続は認められる。1年以内に幼稚園に移行	
	乳幼児関連の認可保育施設	運営の継続は認められる。ECEC 法施行後2年以内に幼稚園に移行	
	他児童福祉施設	ECEC 法施行後2年以内に幼稚園に移行	
	幼稚園在籍者数201名超	看護職1名以上必置	

出典：Chih-Peng Chiu & Suechun Wei, "Child Care Friendly Policies and Integration of ECEC in Taiwan," *International Journal of Child Care and Education Policy*, 2011, Vol.5, No.2, p. 17 Table 5 を修正。

世界最速の少子化が進んでいるのは、女性が育児と仕事の両立が困難だと感じている労働環境と養育費負担への懸念が大きな理由となっている。よって保護者の経済的負担の軽減は最重要課題とされて、台湾政府は5歳児未満の子どもをもつ世帯へも、授業料・保育料の所得税控除などを含み複数の支援策を検討していて、日本と同様の問題に対処しつつある⁽⁴³⁾。

今後は、「五歳児学費免除計画」の受給有無の要因分析と併せ、支援を受ける幼児の属性を世帯所得別、公立私立の在籍別に整理し、台湾における就学前教育・保育の機会の平等化と質向上について引続き進展状況を調査・検討する。

註

- (1) 「子ども・子育て支援法」第2章 2012年8月22日法律第65号(11月26日改正)。
- (2) 「児童手当法の一部を改正する法律」2012年5月26日法律第84号。制度改革の詳細は、厚生労働省の以下のサイト「児童手当について」を参照。
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html) 2012. 11. 30 閲覧。
- (3) 「子ども・子育て支援法」前掲、附則。
- (4) 拙稿「香港の就学前教育におけるバウチャー制の導入」『和光大学人間科学部紀要』第5号 2012年、pp. 39-51。
- (5) 篠原清昭「台湾戒厳令解除後の民主化と教育バウチャー —台湾幼児教育券の検証—」『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』第59巻第2号 2011年、p.201。
- (6) 前掲、pp. 200-201。
- (7) Ministry of Education (ROC), “Summary of Kindergartens -By Public or Private.”
(<http://www.moe.gov.tw/pages/detail.aspx?Node=1731&Page=5314&Index=4&WID=31d75a44-4c44-4c44-a075-15a9eb7aecdf>) 2012. 11. 30 閲覧。
- (8) Ming-sho Ho, “The Politics of Preschool Education Vouchers in Taiwan,” *Comparative Education Review*, Vol.50 (1), 2006, p. 18.
(<http://www.jstor.org/stable/full/10.1086/498329>) 2012. 11. 10 閲覧。頁数は学術雑誌のものとは異なることに注意。
- (9) Lee-hui Lin & Hui-fen Tsou, “Education Voucher Policy in Taiwan,” *The Journal of Human Resource and Adult Learning*, Vol.4 (1), 2008, p. 11。
- (10) Ho, *op.cit.*, p.9.
- (11) I-Fang Lee, “Global and Local Problematics of Vouchers: An Example of Education Reform Discourse toward Education for All,” *International Critical Childhood Policy Studies*, Vol.2 (1), 2009, p. 143。
- (12) Ho, *op.cit.*, pp. 12-13, Lee, *op.cit.*, p.145, 篠原, 前掲, p.201。
- (13) Ho, *op.cit.*, pp. 17-18, 篠原, 前掲, p. 206。
- (14) Ho, *op.cit.*, p. 20。
- (15) Ho, *op.cit.*, pp. 12-13, 篠原, 前掲, p. 201。
- (16) Lee, *op.cit.*, p. 148。
- (17) 篠原, 前掲, pp. 203-204。
- (18) Lee, *op.cit.*, p. 143。
- (19) 伊藤正一「台湾の少子化と政策対応」『人口問題研究』第68巻第3号 2012年、pp. 50-52。
- (20) Chin-Peng Chiu & Suechun Wei, “Child Care friendly Policies and Integration of ECEC in Taiwan,” *International Journal of Child Care and Education Policy*, Vol.5 (2), 2011, p. 11。
- (21) Ho, *op. cit.*, p. 19, Chi-Chu Chou, “Taiwan Early Childhood Education Market in Transition: Will Taiwan Early Childhood Educational Institution Transform into a Public School System Under the Proposed Voucher Programs?” p. 6. 国立中正大学公共政策及管理研究中心内のサイト「論文集」参照。
(http://www.ccunix.ccu.edu.tw/~deptrcfppm/national/infor_top.htm) 2012. 11. 30 閲覧。
- (22) 篠原, 前掲, pp. 211, 214-216, Chiu & Wu, *op. cit.*, p. 15。
- (23) Lee, *op. cit.*, p. 149。
- (24) 篠原, 前掲, p. 217。
- (25) 一見真理子・田中亨風「少子化時代の幼児教育・保育 —台湾におけるカレントトピックス—」『保育

学研究」第47巻第2号, p. 95.

- (26) Chin-Peng Chiu & Yung-sen Wu, "On the Voucher Policy of Early Childhood Education in Taiwan: A Brief Overview of Early Childhood Education and Care Policy in Taiwan," pp. 14-15. 國立中正大學公共政策及管理研究中心内のサイト「論文集」, 前掲.
- (27) Lee, *op.cit.*, p. 153.
- (28) *Ibid.*, pp. 149-152.
- (29) 篠原, 前掲, p. 215, Lin, *op. cit.*, p. 11.
- (30) J. S. Catteral, *Education Vouchers*, Bloomington, IN: Phi Delta Kappan Educational Foundation, 1984. p. 20.
- (31) Ministry of Interior (ROC), "Social Affairs 1. Child and Youth Welfare," によれば, 現在は同法も改廃されて, 2011年11月30日に「児童及少年福利與權益保障法 (Protection of Children and Youth Welfare and Rights Act)」が公布されている.
- (32) Ministry of Education (ROC), "Education in Tiwan 2-11-2012," p. 11.
(<http://www.english.moe.gov.tw/public/Attachment/1113011165171.doc>) 2012.12.2 参照.
- (33) Ministry of Education (ROC), "Summary of the Expand Five-Year-old Underprivileged Children Head-Start Program," 2009.
(<http://English.moe.gov.tw/fp.asp?fp=cp&xltem=8194&cNode=502&mp=1>)
"Implementation of the 5-Year-Old Child Education Support Plan," 2009.
(<http://english.moe.gov.tw/ct.asp?xItem=14544&ctNode=11435&mp=1>)
いずれも 2012.12.2 閲覧.
- (34) Chiu & Wei, *op.cit.*, pp. 14-15, 徐 明逋「台湾における少子化問題とその対策」『賃金と社会保障』No. 1538, p. 59.
- (35) 「臺北市 100 學年度公立幼稚園收費項目標準表」
(<http://www.tiec.tp.edu.tw/lt/gallery/1256/1256-49771.doc>) 2012.12.3 閲覧.
- (36) 「新竹市 100 學年度公立幼稚園 (兒) 園收費標準表」
(<http://www.kids.hc.edu.tw/money-index.asp>) 2012.12.3 閲覧.
- (37) Ministry of Interior (ROC), "Social Affairs 1. Child and Youth Welfare," *op. cit.*
- (38) Chiu & Wu, *op. cit.*, p. 15.
- (39) 表1および表2の出典資料参照.
- (40) 「幼児教育及照顧法」, 「幼児教育及照顧法施行細則」は台湾内務部サイト内の「全国法規資料庫」参照.
(http://www.law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll_print.aspx?PCode=H0070031) 2012.12.10 閲覧
- (41) Chiu & Wu, *op. cit.*, pp. 16, 18.
- (42) Ministry of Interior (ROC), "Social Affairs 1. Child and Youth Welfare," *op. cit.*
- (43) 徐, 前掲, p. 63.